

# 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）補助金交付要綱

令和6年8月6日  
福祉保健部薬務感染症対策課

## （趣旨）

第1条 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、県と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいう。以下「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的として、県と協定を締結する医療機関に対し、予算で定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」（昭和54年7月27日付け厚生省発医第117号）、「新興感染症対応力強化事業の実施について」（令和6年3月1日付け医政発0301第2号）別添「新興感染症対応力強化事業実施要綱」及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## （補助事業者）

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たすものとする。

- （1）法第36条の2第1項第1号の規定に基づき県と病床確保に係る協定を締結する医療機関又は同項第2号の規定に基づき県と発熱外来に係る協定を締結する医療機関であること。
- （2）県税に未納がないこと。
- （3）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- （4）補助事業者（法人にあっては役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （5）その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

## （補助対象経費及び補助額）

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

2 補助額は、次により算出するものとする。

- （1）別表の第1欄に定める種別ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）前号により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

を補助額とする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

なお、補助事業者が市町村長である場合は、第2号から第4号の書類の添付は不要とする。

- (1) 補助金所要額調書(別記様式第3号)
- (2) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (3) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第4号)
- (4) 第2条第4号に係る誓約書(別記様式第5号)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が市町村の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が市町村以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠

書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第7号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (6) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。  
(7) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（軽微な変更の範囲）

第6条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の減額とする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第8号）
- (3) 補助金所要額精算書（別記様式第9号）

- (4) 契約書の写し、納品書の写し等
- (5) その他知事が必要と認める書類

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年8月6日から施行し、令和6年度の予算に係る新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関設備整備事業)補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月21日から施行し、令和7年度の予算に係る新興感染症対応力強化事業(協定締結医療機関設備整備事業)補助金から適用する。

別表

種別	基準額	対象経費
病床確保に係る協定締結医療機関	(1) 簡易陰圧装置 1 病床当たり 4,320,000 円  (2) 検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置) 1 台当たり 9,350,000 円  (3) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッドの購入費
発熱外来に係る協定締結医療機関	(1) 検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置) 1 台当たり 9,350,000 円  (2) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円  (3) HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) 1 か所当たり 905,000 円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) の購入費